

令和3年第4回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第128号

令和3年9月2日（木） 山ノ内町役場議場に開く。

令和3年9月2日（木） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 報告第 8号 専決処分の報告について
専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 4 報告第 9号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について
 - 5 議案第29号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）
 - 6 議案第30号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 7 議案第31号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 8 議案第32号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 9 議案第33号 令和2年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 10 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について
 - 11 議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
 - 13 認定第 1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 14 認定第 2号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 15 認定第 3号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 16 認定第 4号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 17 認定第 5号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 18 認定第 6号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
 - 19 認定第 7号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
 - 20 認定第 8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
-

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	白鳥金次君	8番	渡辺正男君
3番	山本岩雄君	9番	山本光俊君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	望月貞明君	11番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	12番	徳竹栄子君
7番	高田佳久君	13番	高山祐一君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	小林元広	議事係長	田村英則
--------	------	------	------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	観光商工課長	湯本義則君
建設水道課長	山本和幸君	教育次長	宮崎弘之君
消防課長	湯本睦夫君	危機管理課長	町田昭彦君
代表監査委員	児玉信治君		

(午前10時00分)

議長（高山祐一君） おはようございます。本日はご苦労さまです。

令和3年第4回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、デルタ株の急速な拡大等により新規感染者数は県内でも爆発的に増加し、県下全域で感染警戒レベルが5に引き上げられ、医療非常事態宣言が出される事態となりました。

当町においても予定されていたイベントや事業の中止、観光、飲食業への影響など極めて大きいものがありますが、大事な人の命を守るため、お互いに気を引き締め、今できる最善の行動を取っていく必要があると考えます。

さて、本定例会は、令和2年度一般会計ほか7会計の決算認定をはじめ、補正予算、条例の改正等の重要案件を審議する議会であります。とりわけ決算の認定は、予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、行政効果と費用対効果等を審査、審議する極めて重要な案件です。慎重にご審議いただくようお願い申し上げます。

本日提案されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、全ての案件に対して十分な審査・審議を尽くされるとともに円滑かつ活発な議会運営に向けて、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、審議にご協力をいただき、円滑な議会運営が図られますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時02分)

議長（高山祐一君） ただいまの出席議員数は12名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和3年第4回山ノ内町議会定例会を開会します。

会議に入る前に申し上げます。

本定例会の開会に当たり、地方自治法第121条の規定によって、児玉信治代表監査委員に出席をいただいております。

次に、改めてクールビズについて申し上げます。

6月定例会と同様に、本定例会もクールビズとし、あらかじめノーネクタイ、ノー上着を許可しておりますので、ご了承願います。

次に、本定例会の開催に当たり、会議事件説明のため出席を要請してありました農林課長鈴木隆夫君から、当面の間、会議を欠席したい旨、届出があり、これを認めたので報告します。

議長（高山祐一君） 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めておはようございます。

本日ここに、令和3年第4回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

連日、猛暑日が続く中、3.11東日本大震災の復興五輪、「おもてなし」で始まった東京2020オリンピックでしたが、コロナ禍で1年延期となり、マラソンなど会場変更やオリンピック関係者から性や人権などの差別事象が発生し、直前まで辞任騒ぎが続き、新たに多様性と調和のスローガンも叫ばれるなど異例づくめでしたが、7月23日には当町にゆかりのある天皇陛下の開会宣言、長嶋茂雄さんの開会式場での聖火リレー、市川海老蔵さんの歌舞伎披露などをはじめ、大変感動する開会セレモニーでした。

競技でもオリンピック精神の「より速く、より高く、より強く」、さらに特例的に「共に」を付け加えられ、アスリートの5年間の思いを込めた熱戦に一喜一憂し、彼らの感謝の気持ちとともに多くの感動が伝わり、8月8日、16日間の東京2020オリンピックが閉幕し、小池都知事から3年後のパリ市長へ五輪旗が引き継がれました。

8月7日、夜7時30分からやまびこ広場で観光庁の補助金を受け、七夕スカイランタンナイトとして、100個のランタンと10分間で約200発を超える花火が夏の夜空を彩りました。

コロナ禍でしたが、事前申込みを受け付けたところ、募集定員の140名の方から応募がありました。7月下旬からの町内コロナ陽性者が連日発生したため、急遽無観客とし、そのためローンも使い、映像を全国のケーブルテレビにライブ配信しました。1か月遅れの田舎の七夕でもあり、ランタンにはお星様に「コロナが終息し、一日も早く元の元気なまちになりますように」など、様々な願いを託したランタンでした。

8月12日に東京2020パラリンピックの聖火フェスティバルの採火と点火式が北信6市町村を代表して、平和の丘公園において開催され、コロナ禍であり、4月1日の聖火リレー同様、無観客で実行委員及び聖火採火者家族の参加で開催いたしました。大悲殿内の広島原爆投下による残り火である平和の灯を3つのランタンに点火し、北信の火として移動し、北信圏域内の6市町村及びイオン中野店の各ビジット会場で展示されました。

8月24日から始まった大会でも、ハンデを乗り越えて活躍する選手の姿には感動と勇気ももらいました。

3か月近くコロナ陽性者がゼロでしたが、7月下旬より毎日のように発生する中、昨年の成人式を1年遅れにし、8月14日、竜王ソラテラスで開催予定でしたが、中止。今年の成人式も8月15日に文化センターで開催予定でしたが、来年に延期するという実行委員会の判断を尊重し、それぞれ中止及び延期にしたところでございます。

成人式は一生に一度の祝い事であり、昨年の成人者の皆さんには何らかの成人式の代替イベントを企画し、町として応援してまいりたいと思っております。

新型コロナワクチン接種には、ワクチンの支給、医療関係者や長野県、全課の職員協力体制

により順調に進み、8月末現在、65歳以上の希望者4,529人、1回目を91.3%、2回目を90.3%、12歳以上から65歳未満の希望者3,466人、1回目が56.8%、2回目が40.6%接種を終え、全体では12歳以上で1回目が72%、2回目が62%の方が接種を既に済み、現在未接種者の方も特別のことがない限り、10月中には終了できる予定であり、改めて関係者の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

一方、7月下旬から連日陽性者が発生し、8月19日に当町は警戒レベル5になり、住民への感染防止PRや飲食店の営業休止及び時間短縮要請が県からありまして、それに伴う営業補償手続の相談も観光連盟のご理解、ご協力により積極的に対応しているところでございます。

これからも県の指導、要請を受け、町としてコロナ感染防止対策を徹底し、住民、観光客の安心・安全を取り戻すよう、行政としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

当町は7月下旬から約1か月で39名の陽性者が発生し、まさに非常事態宣言といっても過言でない状況であり、国や県の支援を受けながら、住民、観光客の安心・安全とともに活性化支援策として、観光連盟とも十分協議し、検査機関や北信病院の協力で、PCR検査の実施、昨年同様、観光業、商店などの事業者支援策を町として9月8日、議会全員協議会に概要を説明し、9月24日の本会議に補正予算を追加提案してまいりたいと思っております。

万全な対策とはいえませんが、冬シーズンを見据えた当面の施策ですが、状況によってはさらなる追加施策も考えてまいりたいと思っております。

なお、ここ10日間ほどで陽性者1人ということから、県からの連絡で、警戒レベルはそのまま飲食店の休業、時短要請は本日9月2日までとし、9月3日から12日まで命と暮らしを救う集中対策期間をさらに延長し、感染対策を強化してまいります。

9月12日予定の第1回志賀高原ヒルクライム、サンバレーから渋峠までの自転車レースですが、募集定員の950名のエントリーが満杯かつ宿泊予約も多数いただいておりますが、実行委員会と協議をし、コロナ禍であり、昨年に引き続き、残念ながら中止といたしました。

また、9月29日から30日までの三遊亭円楽ゲートボール大会も各旅館では既にたくさんのエントリー、宿泊予約も入っておりますが、オフィスまめかな、円楽事務所の植野社長や実行委員会と協議の結果、昨年同様に中止といたしました。

(仮称)湯田中温泉公園として、防災拠点、町民、観光客の憩いの場として、昨年プリンスホテルと覚書を交わした旧ごりんスキー場駅舎周辺の土地について、当初予算で計上してありましたが、8月31日、徳永常務にご来町いただき、売買契約を締結いたしました。公園計画が一步進み、はずみになると思っております。

さて、本議会に提案申し上げます案件は、報告事項2件、令和3年度一般会計及び1特別会計、2事業会計の補正予算4件、令和2年度一般会計及び4特別会計、3事業会計の歳入歳出決算の認定など、18件であります。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。ありがとうございました。

(開 議)

(午前10時12分)

議長(高山祐一君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(高山祐一君) 諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る8月25日の議会運営委員会までに受理しました請願・陳情は、陳情2件であります。

次に、北信広域連合議会の関係について申し上げます。

去る8月25日、北信広域連合議会臨時会が開催され、一般会計補正予算、財産の無償譲渡について、原案のとおり可決されました。また、監査委員として私が選任同意されましたので報告します。

次に、管内視察について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防のため、本年度も中止することとしましたので、よろしくお願いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長(高山祐一君) 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

6番 布施谷 裕 泉 君

7番 高 田 佳 久 君

8番 渡 辺 正 男 君

を指名します。

2 会期の決定について

令和3年第4回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期23日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
9. 2	木	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定

					議案第8号、第9号 上程、提案説明、質疑、採決 議案第29号～第36号 上程、提案説明 認定第1号～第8号 上程、提案説明、監査報告
		全員協議会			本会議終了後
3	金	休 会			
4	土	休 会			
5	日	休 会			
6	月	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
7	火	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
8	水	本 会 議	午前10時	午後5時	議案審議 議案第29号～第33号 質疑、討論、採決 議案第34号 質疑、特別委員会付託 議案第35号、第36号 質疑、常任委員会付託 認定第1号～第8号 質疑、予算決算審査委員会付託
		全員協議会			本会議終了後
9	木	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
10	金	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
11	土	休 会			
12	日	休 会			
13	月	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
14	火	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
15	水	委 員 会	午前9時	午後5時	過疎計画特別委員会 常任委員会（条例審査等）
16	木	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例審査等）
17	金	休 会			
18	土	休 会			
19	日	休 会			

20	月	休 会			
21	火	議 会 運 営 委 員 会	午 後 2 時	午 後 5 時	議 会 最 終 日 日 程 審 議
22	水	休 会			
23	木	休 会			
24	金	本 会 議	午 後 2 時	午 後 5 時	特 別 委 員 会 ・ 常 任 委 員 会 ・ 予 算 決 算 審 査 委 員 会 報 告

議長（高山祐一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日9月2日から9月24日までの23日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月2日から9月24日までの23日間に決定しました。

3 報告第8号 専決処分の報告について

専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（高山祐一君） 日程第3 報告第8号 専決処分の報告について 専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第8号 専決処分の報告について 専決第13号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

内容は、スクールバス運転業務を委託しております公益社団法人シルバー人材センターの会員が中学校スキー部アルペンスキーの練習のため、スキー場に部員を送迎した際に傾斜地で後進したところ、滑って停車したマイクロバスに接触したものでございます。

発生日は令和3年2月23日午前7時40分頃で、発生場所は上田市菅平パインピークスキー場付近でございます。

相手方は妙高市立妙高小学校スキー部のマイクロバスで、所有者は新潟県上越市中郷区板橋470番地1、株式会社橋詰商会であります。

和解日は令和3年7月27日で、損害賠償金の額は12万8,040円であります。

以上につきまして、令和3年7月27日付で専決いたしましたので、報告いたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 質疑を行います。1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以後の議案等についても同様とします。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第8号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3 報告第8号 専決処分の報告について 専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

4 報告第9号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について

議長（高山祐一君） 日程第4 報告第9号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第9号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について申し上げます。

この事業及び決算報告につきましては、公社定款に基づき、評議員会において承認を得たもので、公社からの提出を受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第9号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 報告第9号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

-
- 5 議案第29号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）
 - 6 議案第30号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 7 議案第31号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 8 議案第32号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（高山祐一君） 日程第5 議案第29号から日程第8 議案第32号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第29号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）から議案第32号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）までの4件について、一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第29号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ4,734万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ76億7,300万5,000円とするものでございます。

地方債の補正は、臨時財政対策債の発行可能額の確定により、起債の限度額を変更するものでございます。

補正予算の歳入の主なものから申し上げます。

地方交付税では、普通交付税の額の決定により3億1,571万7,000円を増額補正してございます。

分担金及び負担金では、土木費分担金、道路改良事業及び側溝整備事業に係る分担金の増額補正でございます。

国庫支出金の国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金を増額補正してございます。

次に、国庫補助金では、観光庁の域内連携促進に向けた実証事業採択に伴う補助金の計上、GIGAスクール関連として公立学校情報機器整備費などを計上してございます。

県支出金の県補助金では、鳥獣被害緊急総合対策事業などの増額補正でございます。

繰入金での基金繰入金では、減債基金繰入金と財政調整基金繰入金などを財源調整のため、減額補正しております。

町債では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により増額補正しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、若者定住促進に係るマイホーム取得や家賃補助に不足が生じるため、増額補正などをしてございます。

民生費は、県の主導で行う子育て世帯生活支援特別給付金について、一部市町村が事務のサポートを行うための経費などを補正しております。

衛生費では、新型コロナワクチン接種に係る医師、看護師などの報償費や職員の時間外手当などを計上しております。

農林水産業費では、地元見回りによる対応経費や有害鳥獣関連経費を増額計上しております。

商工費では、冬期に向けた誘客対策費や、歳入でも申し上げました観光庁の地域連携促進に向けた実証事業に係る補助事業経費などを計上しております。

土木費では、地元見回りによる対応経費などを増額補正しております。

消防費では、消火栓工事箇所が追加となったことから増額補正しております。

教育費では、小学校の統合検討に向けた調査費用を計上しております。また、美術館における来春の特別企画展準備費用などを減額補正しております。

次に、議案第30号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,673万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,574万6,000円とするものでございます。

歳入の内容は、介護給付費負担金の過年度精算に伴う追加交付として、県支出金429万6,000円、前年度繰越金2,244万円を計上するものでございます。

歳出の内容は、介護給付費負担金等の過年度精算に伴う返還金として、諸支出金2,673万6,000円を計上するものでございます。

続いて、議案第31号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、支出額を30万6,000円増額し、総額5億6,138万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、合併浄化槽維持管理補給金に係る補正及びコンビニ収納システム改修に係る補正でございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を480万円増額し、3,919万3,000円に、支出額を485万1,000円増額し、1億7,493万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、収入については下水道債、支出につきましては公共ます設置に伴う管

路布設工事に係る補正でございます。

次に、議案第32号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を104万4,000円増額し、総額3億9,839万9,000円に、支出額を104万円を増額し、総額3億2,271万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、収益的収入及び支出につきまして、消火栓受注工事に係る補正及びコンビニ収納システム改修に係る補正でございます。

以上4議案について、一括ご説明申し上げます。なお、議案第29号細部につきましては、総務課長から補足の説明を申し上げます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

議案第29号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

9 議案第33号 令和2年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（高山祐一君） 日程第9 議案第33号 令和2年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第33号 令和2年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

令和2年度山ノ内町水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金1億2,755万8,232円のうち、減債積立金の取崩し相当額5,751万8,901円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、残余の7,003万9,331円は、山ノ内町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、減債積立金及び利益積立金並びに建設改良積立金に積み立てて処分をしております。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

10 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

議長（高山祐一君） 日程第10 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について、提案のご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法に基づく山ノ内町過疎地域自立促進計画の期間が終了となったことから、令和3年4月1日、新たに施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から5年間を計画期間とする過疎地域持続的発展山ノ内町計画を策定しました。

本計画は、昨年度策定しました第6次山ノ内町総合計画を基本としまして、町の実情においた各施策を積極的に講じるとともに、必要な財源として過疎債を有効的に活用するため策定するものであります。

総合計画に関係の深い計画であることから、総合計画審議会において内容をご審議いただきましたので、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部については、総務課長から補足の説明を申し上げます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長(高山祐一君) 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(小林広行君) [議案に基づく補足説明]

議長(高山祐一君) 総務課長に申し上げます。

説明の途中ですけれども、ここで11時15分まで休憩したいと思います。換気のためです。よろしく申し上げます。

(休憩)

(午前11時09分)

(再開)

(午前11時15分)

議長(高山祐一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長(小林広行君) [議案に基づく補足説明]

11 議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

12 議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う
固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議長(高山祐一君) 日程第11 議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第12 議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の

適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての2議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整理に関する法律(令和3年度法律第37号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正により、個人番号カード再交付手数料の事務主体が市町村長から地方公共団体システム機構となり、令和3年9月1日から施行されたことにより、手数料徴収条例第2条第1項第55号にある個人番号カード再交付の手数料について、1件につき800円とあるものを削除するものでございます。

続いて、議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、ご提案申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末で失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されたことに伴い、関係規定の整備を行うものであります。

以上、議案第35号、議案第36号の議案についてご説明申し上げます。

なお、議案第36号の細部につきましては、税務課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長(高山祐一君) 補足の説明を求めます。

議案第36号について、税務課長。

税務課長(常田和男君) [議案に基づく補足説明]

-
- 1 3 認定第1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 4 認定第2号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 1 5 認定第3号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について
 - 1 6 認定第4号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 17 認定第5号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第6号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
- 19 認定第7号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 20 認定第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（高山祐一君） 日程第13 認定第1号から日程第20 認定第8号までの8件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上8件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 認定第1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの8件について、一括ご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

決算規模については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連事業などによる歳入総額が対前年度21.5%増の89億660万8,139円、歳出総額が対前年度22.8%増の86億373万9,435円でございます。歳入から歳出まで差し引いた形式収支は3億286万8,704円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億111万3,704円で、いずれも黒字でございます。実質収支率は6.5%で、前年度対比0.1ポイントの減となりました。

以下、万円単位で申し上げます。

単年度収支は、前年度の実質収支額と比較して1,466万円の増となりました。

歳入では、町税が16億873万円で、コロナによる徴収猶予特例措置により前年度比6.2%の減となったほか、町債が2億104万円の減となった一方で、国庫支出金・地方交付税等は増額となり、15億7,737万円の大幅増となっております。

歳出では、特別定額給付金などの新型コロナウイルス緊急経済対策関連事業や令和元年度の台風19号災害復旧事業などにより、こちらも15億9,796万円の大幅な増となりました。

なお、財政の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、認定第2号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

平成30年度をもって廃止となった有線放送電話事業ですが、令和元年度から進めておりました施設撤去事業を本年度完了いたしました。

歳入決算額は6,001万41円、歳出決算額は5,917万1,042円で、歳入歳出の差額は83万8,999円

でございます。

続いて、認定第3号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について申し上げます。

まず、事業勘定について申し上げます。

歳入決算額は15億2,905万427円、歳出決算額は15億460万7,757円で、歳入歳出差引き額は2,444万2,670円であります。

平成30年度から長野県も財政運営の責任主体となり、保険者一元化が図られておりますが、令和2年度の国保税については被保険者負担に配慮し、長野県から示された納付金額が納付できる金額を見込み平均10.7%減の改定を行いました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

歳入決算額は9万9,983円、歳出額は9万9,757円で、歳入歳出差引き額は226円となりました。歳入歳出の内容は、施設管理及び基金利子の積立金でございます。

続きまして、認定第4号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は1億8,342万9,682円、歳出決算額は1億8,308万9,682円、歳入歳出差引き額は34万円であります。

制度施行13年目を迎え、被保険者数は減少し、総医療費、1人当たり医療費も減少しております。

次に、認定第5号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は17億7,731万4,137円、歳出決算額は17億3,589万632円で、歳入歳出差引き額は4,142万3,505円であります。

なお、支払準備基金積立金に保険給付費等の支払いのため、224万5,000円を取り崩し、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金と基金利子で、408万9,553円の積立てを行いました。

令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度であり、被保険者がほぼ横ばいである中、高齢化の進行により要介護認定者数及び保険給付費が増加しているものの、計画を下回る結果となっております。

続いて、認定第6号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額5億5,975万6,718円、支出額5億5,119万5,787円となりました。

資本的収入及び支出は、収入額6,048万2,000円、支出額は1億8,715万4,748円となりました。

次に、認定第7号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額 2 億 207 万 8,544 円、支出額 1 億 9,087 万 8,790 円となりました。
資本的収入及び支出は、収入額 2,668 万 8,000 円で、支出額は 6,620 万 3,763 円となりました。
続いて、認定第 8 号 令和 2 年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について申し上げます。
収益的収入及び支出は、収入額 4 億 593 万 1,266 円、支出額 3 億 1,290 万 8,644 円となりました。
資本的収入及び支出は、収入額 1 億 8,417 万 8,659 円、支出額 3 億 6,833 万 1,616 円となりました。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号まで、一括ご説明申し上げました。なお、認定第 1 号から認定第 5 号までは会計管理者から、認定第 6 号から認定第 8 号まで建設水道課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山祐一君） これより補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。説明は特に要点を整理し、簡潔明瞭にお願いします。

認定第 1 号から認定第 5 号までの 5 件について、会計管理者。

会計管理者（小林一夫君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 会計管理者に申し上げます。

補足説明を一旦中断し、続きを午後にしたいと思います。

ここで昼食のため、午後 1 時 10 分まで休憩します。

(休 憩) (午前 11 時 59 分)

(再 開) (午後 1 時 10 分)

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足の説明を続行します。

会計管理者。

会計管理者（小林一夫君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 認定第 6 号から認定第 8 号までの 3 件について、補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） ここで、児玉代表監査委員から決算審査の報告を受けることにします。

児玉代表監査委員、登壇。

(代表監査委員 児玉信治君登壇)

代表監査委員（児玉信治君） それでは、令和 2 年度山ノ内町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見についてご報告を申し上げます。

1. 審査の対象

(1) 歳入歳出決算

令和2年度山ノ内町一般会計、そのほか4特別会計。

(2) 実質収支に関する調書

(3) 財産に関する調書

2. 審査の期間は、ここに明記してある9日間やりました。

3. 審査の方法

令和3年6月21日付3山総第127号をもって、山ノ内町長から審査に付された令和2年度山ノ内町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、会計管理者所管の諸帳簿、証書類と照合し、計数の確認及び必要に応じ、関係課・局等の説明を聴取し、予算の執行状況等、その適否について審査を実施いたしました。

4. 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類はいずれも関係法令に準拠し、作成されており、その計数は関係所管の諸帳簿と符合して正確であることを認めました。

また、各決算の内容及び予算の執行状況についても適正であると認めました。

なお、一般会計の決算概要等においては、2ページから6ページ、特別会計の概況は7ページから10ページに記載されておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

11ページには、審査の総括意見としてさせていただきます。

その中におきまして、財政状況を主な指標で見ると、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる経常収支比率は、前年度は78.7%でしたが、今年は81.3%で、前年度に比べ、2.6ポイント上がりました。これは即、弾力性がなくなったという証でございます。

財政力を判断する指標である財政力指数は0.423で、前年度から0.007下がり、長期にわたる低下傾向に歯止めがかからず、年々財政力は弱くなっているというふうに判断されます。

このようなことを考え、人口減少、少子高齢化、コロナウイルス感染症の影響など厳しい状況が続いておりますけれども、費用対効果を踏まえ、事業を取捨選択し、第6次総合計画に掲げた基本目標達成のための一層の取組が望まれるというふうに総括をいたしました。

なお、その下に個別意見として、14項目列記してございますけれども、これを読ませていただきます。

1. 特定の職場・職員の業務が課題とならないよう適正な人事配置を行うこと。また、職員のメンタルヘルスの取組を併せて推進されたい。

2. 補助金支出団体について、事業執行状況及び決算内容を精査されたい。

3. 税・料金等の収納率向上のため、関係課で連携し、徹底した取組をされたい。また、不納欠損処理は適正に行われたい。

4として、公用車の安全運転対策には万全を期されたい。

5. 基金等は安全かつ適正な運用に努められたい。

6. アフターコロナを見据えた誘客のため、安心・安全な観光地づくりの取組と情報発信を

積極的に推進されたい。

7として、農業振興会議の取組について積極的に推進されたい。

8として、6次産業化推進のため、意欲ある取組に対しては個人・団体を問わず支援を検討されたい。

9として、ブランド農業生産振興対策について、JA等と情報共有し、将来を見通した新作物導入について研究されたい。

10. 空き家対策及び移住・定住対策について、各課で連携し、横断的な取組を進められたい。

11. 災害等に備えるため、道路・河川等の危険箇所について定期的に点検されたい。

12として、防火水槽など消防水利の確保充実に努められたい。

13として、小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針（案）について、町民に丁寧に情報提供しながら、地区懇談会等で議論を進められたい。

14として、町内の文化財の紹介と活用を進め、観光資源として生かせる取組をされたい。

以上でございます。

次に、令和2年度山ノ内町公営企業会計決算審査意見について述べさせていただきます。

この審査対象は町の水道事業会計、本年度から公共下水道会計、農業集落排水が加わりました。

審査の期間は、明記してある5日間で行いました。

審査の方法として、令和3年5月20日付3山総第102号をもって、山ノ内町長から審査に付された公営企業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が法令に準拠して作成され、これらの書類が事業の経営成績及び財政状態の表示並びに計数の適否の確認とともに、必要に応じ、各種資料の提出に合わせた説明の聴取等により審査を実施いたしました。

審査の結果として、審査に付された各事業の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に定める様式に準拠し、作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合して正確であり、令和2年度の経営成績及び財政状態を適正に表示されているものと認めました。

なお、予算の執行状況、経営成績及び財政状態の概要等は、水道事業については2ページから4ページ、公共下水道事業会計については5ページから6ページ、農業集落排水事業会計については7ページから8ページに記載されておるので、ご覧いただきたいと思います。

なお、水道事業会計の審査意見として、3つ挙げてございます。

新東部浄水場の建設に当たっては万全を期されたい。

2として、収納率向上のため、徹底した取組をされたい。

3として、水源地の維持管理作業に当たっては、職員の安全確保に万全を期されたい。

それと、公共下水道並びに農業集落排水事業会計においては、2会計とも収納率向上のため、徹底した取組をされたいという審査意見を付させていただきました。

以上でございます。

議長（高山祐一君） 大変ご苦労さまでした。

監査委員による審査の結果は全ての会計が適正であるとの報告でありました。

議長（高山祐一君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて、本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午後 1時48分)